

平成31年度 まちづくり活動助成事業における  
町会・自治会を対象にした助成の試行実施について

1 趣旨

まちづくり活動助成事業については、これまで主に設立後間もない区民による任意団体が自主的に行うまちづくりに資する実践活動に対して助成金を交付し、目黒区が進めるまちづくりの一層の推進を図る活動を支援してきたものであり、平成31年度に向けて一定の見直しを掲げたところである

については、これまでの取組を踏まえつつ、当該事業の枠組みを拡大する観点で、町会・自治会を対象として、自主的に行うまちづくりに役立つ公益的な活動に対して助成金を交付することを試行的に実施する。

なお、当該取組については平成29年度策定の「コミュニティ施策の今後の進め方」の中で、区の取組方針の一つとして掲げた町会・自治会に共通する課題への取組や地域課題の解決に向けた取組等への支援に資する観点を持つものとしている。

平成31年度から一定の試行期間を経て、本格実施を検討するものとする。

2 助成対象となる活動

地域課題が多様化していること、町会・自治会における共通課題の解決手法等を相互に共有化すること、また当該事業ができるだけ広く地域に波及効果をもたらしめることが望ましいとの観点から、原則として、区内の町会・自治会が区内の他の町会・自治会と連携して行う以下の活動を助成対象とする。

なお、町会・自治会に対する既存の委託事業等の対象となっているものは除く。

- ・目黒区が取り組む重点プロジェクトの推進につながる取り組み。
  - ア. 災害に強く犯罪のない、安全な地域づくりの活動
  - イ. 健康で生き生きとした、地域での安心な暮らしにつながる活動
  - ウ. 子育て・子育てを、地域のみんなで応援するまちづくりの活動
  - エ. だれにもやさしい、快適な住環境づくりの活動
  - オ. 地球温暖化の防止を地域から推進する活動
  - カ. 人のふれあいとまちのにぎわいを増進する活動
  - キ. 地域の課題解決、地域の魅力を高めることを目的とした活動
  
- ・助成対象とする活動例（他町会・自治会と連携・協力して行う活動）
  - ア. 防犯、防災、子育て支援、健康増進、世代間交流等のイベントや勉強会
  - イ. 子ども、高齢者の見守り活動
  - ウ. 地域住民同士の交流を深めるイベント
  - エ. ごみ減量化や資源有効活用の啓発
  - オ. 地域の情報や魅力を発信する情報誌作成等 他

### 3 申し込みができる団体

区からの依頼に基づき町会掲示板への掲出等の事業を実施している目黒区内の全町会・自治会同士が連携・協力して行う事業を、原則として、助成対象とする。

申請に当たっては代表となる町会・自治会を一団体定めることとし、連携・協力する町会・自治会は、同一年度内においては当該一事業のみの申請とする。従って本制度においては、補助金が交付できる団体として他の事業での申請に係ることはできない（各町会・自治会が年度内1回までの申請となる）。

### 4 申請金額の内容

一町会・自治会あたりの申請金額は5万円を上限とし、一申請活動の申請金額は30万円を上限とする。

- (例1. 三団体の町会・自治会が連携した活動の場合 @5万円×3団体=15万円が上限、  
例2. 七団体以上の町会・自治会が連携した活動の場合 上限を30万円とする)

### 5 助成回数

一町会・自治会が助成を受けられる回数は3回まで（年度毎に申請及び審査が必要）。申請の代表団体及び連携・協力団体として助成回数が3回に達した場合は、その後10年間申請ができないものとする。

(例：31年度から毎年度の申請であれば、31～33年度までの計3年度分。31年度から隔年度の申請であれば、31・33・35年度の計3年度分)

### 6 審査と交付決定

#### (1) 審査

申請の内容を「選考会」で審査（平成31年4月開催予定）。審査の結果、助成を可とする申請の金額の合計がその年度の予算の範囲を超える場合は抽選によって順位付けを行う。

※「選考会」については、区民生活部長、産業経済部長、文化・スポーツ部長、地域振興課長、地区サービス事務所長で構成する。

#### (2) 交付決定

「選考会」の審査報告を受けて、区が交付決定を行う

### 7 今後の予定

平成31年2月15日	区内全町会・自治会へ助成事業の案内通知を送付
2月18日	各地区サービス事務所で助成金交付申請の受付開始 (受付期間3月29日まで)
4月	「選考会」で申請内容の審査
5月	交付決定、助成金交付
平成32年4月	実績報告書提出
5月	「選考会」で実績報告の審査（区として内容を把握し、必要であれば清算を行う）

(参考) 31年度からのまちづくり活動助成事業の構成イメージ

ア 部門の構成

- ① まちづくり活動助成【従前からの部】 区民で構成する任意団体の活動を対象
- ② (試行実施)まちづくり活動助成【町会・自治会への助成の部】 町会・自治会の活動を対象

イ 予算

従前からの既定経費で試行実施部門を含めて有効活用する。

以 上

※日付は、現在の元号による年月日で表示しています。